

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4712765号
(P4712765)

(45) 発行日 平成23年6月29日(2011.6.29)

(24) 登録日 平成23年4月1日(2011.4.1)

(51) Int.Cl.

F 1

A 6 1 B 17/04 (2006.01)

A 6 1 B 17/04

請求項の数 19 (全 28 頁)

(21) 出願番号	特願2007-160516 (P2007-160516)	(73) 特許権者	598111216
(22) 出願日	平成19年6月18日(2007.6.18)		鈴木 裕
(62) 分割の表示	特願2007-36177 (P2007-36177) の分割		栃木県那須塩原市井口537-3 国際医 療福祉大学病院 外科 鈴木裕教授室
原出願日	平成19年2月16日(2007.2.16)	(73) 特許権者	000002141
(65) 公開番号	特開2007-296373 (P2007-296373A)		住友ベークライト株式会社
(43) 公開日	平成19年11月15日(2007.11.15)		東京都品川区東品川2丁目5番8号
審査請求日	平成21年12月21日(2009.12.21)	(74) 代理人	100110928
(31) 優先権主張番号	特願2006-106511 (P2006-106511)		弁理士 速水 進治
(32) 優先日	平成18年4月7日(2006.4.7)	(72) 発明者	鈴木 裕
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		東京都港区愛宕2-3-1 愛宕フォレス トタワー307
		(72) 発明者	松波 秀明
			秋田県秋田市土崎港相染町字中島下27- 4 秋田住友ベーク株式会社内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 医療用器具および内臓固定方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上下方向に細長い形状の本体と、第一のガイド孔および第二のガイド孔が上下方向に貫通されていて前記本体の下端から前記上下方向と直交する方向に突出しているガイド部と、上端近傍で前記本体に上下方向にスライド自在に支持されていて先鋭な下端が前記第一のガイド孔に上方からスライド自在に挿入されている中空構造の第一の穿刺針と、前記第一の穿刺針の上端近傍に一体に固定されている第一の保持板と、からなる第一ユニットと、

先鋭な下端が前記第二のガイド孔に上方からスライド自在に挿入される中空構造の第二の穿刺針と、前記第二の穿刺針の上端近傍に一体に固定されている第二の保持板と、からなる第二ユニットと、を有し、

前記第一ユニットと前記第二ユニットとが相互に係脱自在な別体に形成されており、

前記第二のガイド孔に挿入された前記第二の穿刺針の前記第二の保持板が前記第一の穿刺針の前記第一の保持板に上方から接離自在に当接し、前記第二の保持板のうち前記第一の保持板の側の端面は、前記第一の保持板と反対側に向かって下向きに傾斜していて前記第一の保持板に対して上方から当接し、かつ、

前記第一の保持板の上方に当接した前記第二の保持板をさらに上方から覆い、前記第二の保持板の前記第一の保持板に対する上方への摺動を規制する規制手段を有する医療用器具。

【請求項 2】

前記第二の保持板が前記第一の保持板に対して上方に摺動することが前記規制手段によって規制された状態で、

前記第一の保持板上で前記第二の保持板が移動可能な第一状態と、

前記第一の保持板と前記第二の保持板とが係合し前記第一の穿刺針と前記第二の穿刺針との上端の間隔が前記第一のガイド孔と前記第二のガイド孔との間隔より小さく前記第二の穿刺針が前記第一の穿刺針に対して平行ではなく穿刺困難な第二状態と、に遷移する請求項 1 に記載の医療用器具。

【請求項 3】

前記第二状態で前記第一の保持板と前記第二の保持板とを相互に係合させ、前記第一状態で前記第一の保持板と前記第二の保持板との前記係合を解除する係合手段をさらに備える請求項 2 に記載の医療用器具。

10

【請求項 4】

前記第一の穿刺針の内部にスライド自在に配置される棒状部と、前記棒状部の上端に一体に形成されていて前記第一の穿刺針の上端より上方に位置するハンドル部と、前記棒状部の下端に一体に形成されていて前記第一の穿刺針の下端から出沒する環状部と、を有する縫合糸牽引具を、さらに有する請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の医療用器具。

【請求項 5】

細長い形状の本体と、

前記本体に対して摺動可能に設けられた第一の保持板と、

前記第一の保持板に保持されるとともに前記本体に対して摺動可能に設けられた第一の穿刺針と、

20

前記第一の保持板上に、取り外し可能、かつ、移動可能に載置される第二の保持板と、

前記第二の保持板に保持される第二の穿刺針と、

前記第一の保持板の上方から接離自在に当接した前記第二の保持板をさらに上方から覆い、前記第二の保持板の前記第一の保持板に対する上方への摺動を規制する規制手段を有し、

前記第二の保持板のうち前記第一の保持板の側の端面は、前記第一の保持板と反対側に向かって下向きに傾斜していて前記第一の保持板に対して上方から当接する医療用器具。

【請求項 6】

前記第二の保持板が前記第一の保持板に対して上方に摺動することが前記規制手段によって規制された状態で、

30

前記第一の保持板上で前記第二の保持板が移動可能な第一状態と、

前記第一の保持板と前記第二の保持板とが係合し前記第二の穿刺針が前記第一の穿刺針に対して平行ではなく穿刺困難な第二状態と、に遷移する請求項 5 に記載の医療用器具。

【請求項 7】

前記第二の穿刺針を前記第一の穿刺針に近づけるように移動させた前記第二状態で前記第一の保持板と前記第二の保持板とを係合させ、前記第一状態で前記第一の保持板と前記第二の保持板との前記係合を解除する係合手段をさらに備える請求項 6 に記載の医療用器具。

40

【請求項 8】

前記第一状態および前記第二状態で、前記第一および第二の穿刺針の針先開口部が対向するように載置される請求項 5 ないし 7 のいずれかに記載の医療用器具。

【請求項 9】

前記係合手段が、前記第一の保持板と前記第二の保持板のいずれか一方に設けられた凹部と、他方に設けられた凸部と、で構成されている請求項 7 に記載の医療用器具。

【請求項 10】

前記係合手段が、前記第一の保持板に設けられた第一の爪部と、前記第二の保持板に設けられた第二の爪部とで構成される請求項 7 に記載の医療用器具。

【請求項 11】

50

前記規制手段は、前記第一の保持板の一部が張りだして、前記第二の保持板の一部を覆う部材である請求項 1 から 10 の何れか一項に記載の医療用器具。

【請求項 1 2】

請求項 4 に記載の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、

前記縫合糸牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、

前記縫合糸牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、

10

穿刺された前記第一の穿刺針を中心に前記本体とともに前記ガイド部を必要により所望の位置まで回転させ、

所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、

縫合糸を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、

前記縫合糸牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合糸を把持させ、

前記環状部で把持された前記縫合糸の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する内臓固定方法。

【請求項 1 3】

請求項 4 に記載の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、

20

前記縫合糸牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、

前記縫合糸牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、

穿刺された前記第一の穿刺針を必要により前記体表に対して所望の角度まで傾斜させ、

所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、

縫合糸を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、

30

前記縫合糸牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合糸を把持させ、

前記環状部で把持された前記縫合糸の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する内臓固定方法。

【請求項 1 4】

請求項 4 に記載の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、

前記縫合糸牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、

前記縫合糸牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、

40

穿刺された前記第一の穿刺針を中心に前記本体とともに前記ガイド部を必要により所望の位置まで回転させるとともに、前記第一の穿刺針を必要により前記体表に対して所望の角度まで傾斜させ、

所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、

縫合糸を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、

前記縫合糸牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合糸を把持させ、

前記環状部で把持された前記縫合糸の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する内臓固定方法。

50

【請求項 15】

前記ガイド部の回転は、前記内臓の外面に前記第二の穿刺針が略直角に穿刺される位置まで実行される請求項 12 に記載の内臓固定方法。

【請求項 16】

前記第一の穿刺針の傾斜は、前記内臓の外面に前記第二の穿刺針が略直角に穿刺される角度まで実行される請求項 13 に記載の内臓固定方法。

【請求項 17】

前記ガイド部の回転は、前記内臓の外面に前記第二の穿刺針が略直角に穿刺される位置まで実行され、

前記第一の穿刺針の傾斜は、前記内臓の外面に前記第二の穿刺針が略直角に穿刺される角度まで実行される請求項 14 に記載の内臓固定方法。

10

【請求項 18】

前記内臓の内部に内視鏡を挿入し、

前記内視鏡で前記第一の穿刺針が穿刺された位置周辺の前記内臓の内面を観察する請求項 15 ないし 17 の何れか一項に記載の内臓固定方法。

【請求項 19】

前記第一の穿刺針と前記第二の穿刺針とが穿刺される前記内臓の外表面が球状に湾曲している請求項 13 ないし 18 の何れか一項に記載の内臓固定方法。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

20

【0001】

本発明は、生体の内臓を体表に固定することに利用される医療用器具と、この医療用器具を利用した内臓固定方法と、に関する。

【背景技術】**【0002】**

口から栄養を摂取できない患者に、経静脈的栄養投与、鼻からチューブを胃等に挿入して行う経胃管的な栄養投与および胃瘻からの経腸的な栄養投与の3通りが行われている。

【0003】

近年では、経腸栄養剤と、その投与法の発達とにより、経皮的内視鏡下胃瘻造設術（PEG (percutaneous endoscopic gastrostomy)）による経腸栄養管理が頻繁に行われるようになってきた。

30

【0004】

PEGは、胃瘻の造設に先立って患者の腹壁と胃壁とを貫通する貫通孔が形成される。その貫通孔の形成に先立ち、動き易い胃壁を一時的に固定するため、それら腹壁と胃壁とを縫合系により縫合することが一般的である。

【0005】

このような縫合を行うための医療用器具としては、例えば縫合系挿入用穿刺針と、それと平行に配置される縫合系把持用穿刺針と、その縫合系把持用穿刺針内に摺動可能に挿入されるスタイレットと、縫合系挿入用穿刺針と縫合系把持用穿刺針とをそれぞれの基端部において固定する固定部材とからなり、スタイレットにより前記縫合系を把持するもの等が開示されている（例えば特許文献1）。

40

【特許文献1】特開平04-226643号公報**【発明の開示】****【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

しかし、特許文献1に記載の医療用器具は、2本の穿刺針を同時に操作しなければならないため、2本の穿刺針の穿刺位置を予め決定しておく必要があった。

【0007】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、穿刺作業による縫合を行う医療用器具において、穿刺作業の作業性を改善することを目的とする。

50

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明による第一の医療用器具は、上下方向に細長い形状の本体と、第一のガイド孔および第二のガイド孔が上下方向に貫通されていて前記本体の下端から上下方向と直交する方向に突出しているガイド部と、上端近傍で前記本体に上下方向にスライド自在に支持されていて先鋭な下端が前記第一のガイド孔に上方からスライド自在に挿入されている中空構造の第一の穿刺針と、前記第一の穿刺針の上端近傍に一体に固定されている第一の保持板と、からなる第一ユニットと、先鋭な下端が前記第二のガイド孔に上方からスライド自在に挿入される中空構造の第二の穿刺針と、前記第二の穿刺針の上端近傍に一体に固定されている第二の保持板と、からなる第二ユニットと、を有し、前記第一ユニットと前記第二ユニットとが相互に係脱自在な別体に形成されており、前記第二のガイド孔に挿入された前記第二の穿刺針の前記第二の保持板が前記第一の穿刺針の前記第一の保持板に上方から接離自在に当接し、前記第二の保持板のうち前記第一の保持板の側の端面は、前記第一の保持板と反対側に向かって下向きに傾斜していて前記第一の保持板に対して上方から当接し、かつ、前記第一の保持板の上方に当接した前記第二の保持板をさらに上方から覆い、前記第二の保持板の前記第一の保持板に対する上方への摺動を規制する規制手段を有する。

10

【0009】

本発明による第二の医療用器具は、細長い形状の本体と、前記本体に対して摺動可能に設けられた第一の保持板と、前記第一の保持板に保持されるとともに前記本体に対して摺動可能に設けられた第一の穿刺針と、前記第一の保持板上に、取り外し可能、かつ、移動可能に載置される第二の保持板と、前記第二の保持板に保持される第二の穿刺針と、前記第一の保持板の上方から接離自在に当接した前記第二の保持板をさらに上方から覆い、前記第二の保持板の前記第一の保持板に対する上方への摺動を規制する規制手段を有し、前記第二の保持板のうち前記第一の保持板の側の端面は、前記第一の保持板と反対側に向かって下向きに傾斜していて前記第一の保持板に対して上方から当接する。

20

【0010】

この医療用器具においては、第二の保持板が第一の保持板上に、取り外し可能、かつ、移動可能に載置されている。このため、第一の穿刺針で穿刺する際、第二の穿刺針を外しておくことができるとともに、第一の穿刺針による穿刺後、第二の穿刺針を取り付け、第一の保持板上で第二の保持板を適宜移動させて第二の穿刺針による穿刺位置を最適に設定することが可能となる。これにより、作業性に優れた医療用器具が実現される。

30

【0011】

また、前記第二の保持板は、前記第一の保持板に対して所定の方向に移動することが規制され、また、前記第一および第二の穿刺針の針先開口部が対向するように載置されている。これにより、第二の穿刺針で穿刺したとき、針先の向きを容易に合わせることができる。

【0012】

さらに、前記第二の穿刺針を前記第一の穿刺針に近づけるように移動させた状態で、前記第一の保持板に前記第二の保持板に係合させる係合手段が設けられている。係合した状態では、前記本体を基端側に移動させることで第一および第二の穿刺針の先端が収納部に収まることにより、医療用器具を廃棄する際、穿刺針を安全に廃棄することができる。

40

【0013】

また、前記第二の保持板を前記第一の保持板側に移動させることにより、前記第二の穿刺針の姿勢が、異なる姿勢となる。これにより、医療用器具が使用済みであることが目視的にいち早く確認できる。

【0014】

本発明の第一の内臓固定方法は、本発明の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、前記縫合糸牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド

50

移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、前記縫合系牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、穿刺された前記第一の穿刺針を中心に前記本体とともに前記ガイド部を必要により所望の位置まで回転させ、所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、縫合系を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、前記縫合系牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合系を把持させ、前記環状部で把持された前記縫合系の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する。

【0015】

本発明の第二の内臓固定方法は、本発明の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、前記縫合系牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、前記縫合系牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、穿刺された前記第一の穿刺針を必要により前記体表に対して所望の角度まで傾斜させ、所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、縫合系を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、前記縫合系牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合系を把持させ、前記環状部で把持された前記縫合系の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する。

【0016】

本発明の第三の内臓固定方法は、本発明の医療用器具を利用して人体以外の生体の内臓を前記生体の体表に固定する内臓固定方法であって、前記縫合系牽引具が挿入されていて前記第二の穿刺針が分離されている前記第一の穿刺針を前記本体に対して下方にスライド移動させて前記生体の体表から前記内臓の内部まで穿刺し、前記縫合系牽引具を前記第一の穿刺針の内部で下方にスライド移動させて先端から前記第二のガイド孔の下方に前記環状部を突出させ、穿刺された前記第一の穿刺針を中心に前記本体とともに前記ガイド部を必要により所望の位置まで回転させるとともに、前記第一の穿刺針を必要により前記体表に対して所望の角度まで傾斜させ、所望の位置に配置された前記ガイド部の前記第二のガイド孔に前記第二の穿刺針を挿入して前記内臓の内部まで穿刺することで下端を前記環状部に対向させ、縫合系を前記第二の穿刺針に上端から挿入して下端から突出させ、前記縫合系牽引具を上方にスライド移動させて前記環状部で前記縫合系を把持させ、前記環状部で把持された前記縫合系の一端を前記体表より上方に露出させて他端と結紮する。

【0017】

なお、本発明では上下方向を規定しているが、これは本発明の構成要素の相対関係を簡単に説明するために便宜的に規定したものであり、本発明を実施する場合の製造時や使用時の方向を限定するものではない。

【0018】

また、本発明の内臓固定方法には複数の工程を順番に記載してあるが、その記載の順番は複数の工程を実行する順番を限定するものではない。このため、本発明の製造方法を実施するときには、その複数の工程の順番は内容的に支障しない範囲で変更してよい。

【発明の効果】

【0019】

本発明によれば、体表部と内部組織とを縫合系により縫合する際に用いる医療用器具であって、穿刺作業での作業性を改善した医療用器具を提供することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

以下、体表部と内部組織とを縫合系により縫合する際に用いる医療用器具の例をあげ、本発明の好ましい実施形態について図面を用いて説明する。

【0021】

なお、すべての図面において、共通する構成要素には同一符号を付し、以下の説明において詳細な説明を適宜省略する。また、図中で上側を基端側、下側を先端側とした。図 1 (a) は、本発明による医療用器具の一実施形態を示す斜視図であり、図 1 (b) は、上面図である。

【 0 0 2 2 】

本実施の形態の医療用器具 1 は、図 1 ないし図 5 に示すように、第一ユニット A と第二ユニット B とを有し、第一ユニット A と第二ユニット B とが相互に係脱自在な別体に形成されている。

【 0 0 2 3 】

第一ユニット A は、図 4 に示すように、上下方向に細長い形状の本体 2 と、第一のガイド孔および第二のガイド孔が上下方向に貫通されていて本体 2 の下端から上下方向と直交する方向に突出しているガイド部である収納部 2 3 と、上端近傍で本体 2 に上下方向にスライド自在に支持されていて先鋭な下端が第一のガイド孔に上方からスライド自在に挿入されている中空構造の第一の穿刺針 4 と、第一の穿刺針 4 の上端近傍に一体に固定されている第一の保持板 6 1 と、を有する。

【 0 0 2 4 】

第二ユニット B は、図 5 に示すように、先鋭な下端が第二のガイド孔に上方からスライド自在に挿入される中空構造の第二の穿刺針 3 と、第二の穿刺針 3 の上端近傍に一体に固定されている第二の保持板 6 2 と、を有する。

【 0 0 2 5 】

そして、本実施の形態の医療用器具 1 では、詳細には後述するが、図 9 および図 1 0 に示すように、第二のガイド孔に挿入された第二の穿刺針 3 の第二の保持板 6 2 が第一の穿刺針 4 の第一の保持板 6 1 に上方から接離自在に当接する。

【 0 0 2 6 】

また、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 とは、接離自在に相互に連結される連結部として凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 を個々に有する。そして、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 とが凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 で連結された状態では、図 1 5 および図 1 6 に示すように、第一の穿刺針 4 と第二の穿刺針 3 との上端の間隔が第一のガイド孔と第二のガイド孔との間隔より小さい。

【 0 0 2 7 】

なお、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 とは、凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 により上下方向と直交する方向に連結される。そして、凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 の連結が解除された第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 とが係合した状態では、第一の穿刺針 4 と第二の穿刺針 3 との上端の間隔が第一のガイド孔と第二のガイド孔との間隔より大きい。

【 0 0 2 8 】

なお、収納部 2 3 は、第一のガイド孔が形成されている円筒状の第一の収納部 2 3 1 と、第二のガイド孔が形成されている円筒状の第二の収納部 2 3 2 と、が形成されている。そして、本体 2 は、第一の穿刺針 4 を先端が第一の収納部 2 3 1 に収納された状態で係止する係止部 2 1 2 を有し、この係止された第一の穿刺針 4 に凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 で連結された第二の穿刺針 3 の先端が第二の収納部 2 3 2 に収納される。

【 0 0 2 9 】

第一の保持板 6 1 は、本体 2 がスライド自在に位置する摺動穴 2 2 4 が形成されている。係止部 2 1 2 は、摺動穴 2 2 4 でスライドする第一の保持板 6 1 が係脱自在に係合する凹部として本体 2 に形成されている。

【 0 0 3 0 】

また、本実施の形態の医療用器具 1 は、図 7 に示すように、縫合糸牽引具 5 を、さらに有する。この縫合糸牽引具 5 は、第一の穿刺針 4 の内部にスライド自在に配置される棒状部 5 2 と、棒状部の上端に一体に形成されていて第一の穿刺針 4 の上端より上方に位置するハンドル部 5 1 と、棒状部の下端に一体に形成されていて第一の穿刺針 4 の下端から出沒するスネアである環状部 5 3 と、を有する。

【 0 0 3 1 】

また、第一の穿刺針 4 は、いわゆるヒューバー針として形成されており、その先端の開口は第二の穿刺針 3 と対向する側方に形成されている。そして、縫合糸牽引具 5 は、第一の穿刺針 4 に挿入された状態で回転自在である。

【 0 0 3 2 】

しかし、縫合糸牽引具 5 は、ヒューバー針からなる第一の穿刺針 4 の先端開口から環状部 5 3 が適正な方向に突出した状態で、第一の穿刺針 4 の上端と係合する構造にハンドル部 5 1 が形成されている。

【 0 0 3 3 】

一方、第二の穿刺針 3 は、先端が斜面からなる一般的な中空針として形成されている。そして、第二の穿刺針 3 には内針 8 0 が着脱自在に挿入されている。この内針 8 0 は、例えば、糸挿入用穿刺針 3 の内部の上端から下端まで連通する棒状部(図示せず)と、この針部の上端に連結されたハンドル部 8 1 と、を有すればよい。

10

【 0 0 3 4 】

さらに、この内針 8 0 は、第二の穿刺針 3 に対応した斜面が先端に形成されている。この内針 8 0 も第二の穿刺針 3 に挿入された状態で回転自在である。しかし、そのハンドル部 8 1 は、第二の穿刺針 3 の上端と所定方向で係合する構造に形成されている。このようにハンドル部 8 1 が適正に係合した状態では、第二の穿刺針 3 と内針 8 0 との先端の斜面が面一となる。

【 0 0 3 5 】

20

より詳細には、医療用器具 1 は、本体 2 と、本体 2 に対して摺動可能に設けられた第一の保持板 6 1 と、第一の保持板 6 1 に保持される第一の穿刺針 4 とを備える。第一の保持板 6 1 上には、第二の保持板 6 2 が載置されている。

【 0 0 3 6 】

第二の保持板 6 2 は、第一の保持板 6 1 に対して取り外し可能に設けられている。また、第二の保持板 6 2 は、第一の保持板 6 1 上の所定領域を自在に移動できるように設けられている。

【 0 0 3 7 】

第二の保持板 6 2 は、第一の保持板 6 1 に対して所定の方向に移動することが規制されており、これにより、第一および第二の穿刺針 4 , 3 の針先開口部が対向する姿勢が維持される(図 1 (b))。

30

【 0 0 3 8 】

また、第二の保持板 6 2 を第一の保持板側 6 1 に移動させることにより係合するように係合手段 6 1 1、6 2 1 が、それぞれの保持板に設けられ(図 4 (b))、(図 5 (a)) 第二の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 側に移動させることにより、第二の穿刺針 3 の姿勢が、初期と異なる姿勢となる。

【 0 0 3 9 】

また、第一および第二の穿刺針 3、4 の針先を収納する収納部 2 3 1、2 3 2 が本体 2 の先端側に設けられている(図 1 (a))。第一の保持板 6 1 には、第二の保持板 6 2 の摺動方向への動きを規制する規制手段 6 2 5 を有している。その規制手段 6 2 5 により、第一の保持板 6 1 の一部が張りだして、第二の保持板 6 2 の一部を覆っている(図 1 8 (a)、(b)))。

40

【 0 0 4 0 】

第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 を係合させ、第一の保持板 6 1 を本体 2 の基端側に摺動させたとき、第一および第二の穿刺針 3、4 の針先が収納部 2 3 1、2 3 2 に収納されるようになっている。

【 0 0 4 1 】

そして、本体 2 の基端側には、係止部 2 1 2 を備え、第一の保持板 6 1 を係止した位置で、第一および第二の穿刺針 3、4 が収納部 2 3 1、2 3 2 に収納される(図 3 (a)、(b))。

50

【 0 0 4 2 】

また、係合手段 6 1 1、6 2 1 が、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 のいずれか一方に設けられた凹部と、他方に設けられた凸部で構成されていたり、係合手段 6 1 1、6 2 1 が第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 と、に設けられた爪部であったりしてもよい（図 1 7 (a)、(b)）。

【 0 0 4 3 】

以下、医療用器具の各部の構成について説明する。

【 0 0 4 4 】

図 2 に示すように、本体 2 は、第一の保持板 6 1 を支持する。糸把持用穿刺針 4 は本体 2 に対して摺動可能となっている。本体 2 は、支持部材 2 1 と、支持部材 2 1 の先端側に設けられ穿刺針先端を収納する収納部 2 3 とを有している。収納部 2 3 は、第一の穿刺針である糸把持用穿刺針 4 および第二の穿刺針である糸挿入用穿刺針 3 の 2 本の穿刺針の鋭利な先端を収納する機能を有している。

10

【 0 0 4 5 】

支持部材 2 1 は、摺動可能な板状体である保持板 6 1 を支持している。第一の保持板 6 1 は糸把持用穿刺針 4 を保持し、支持部材 2 1 が挿入される摺動穴 2 2 4 が設けられているため、本体 2 に対して摺動可能となる。本体 2 に対して、第一の保持板 6 1 が摺動可能な範囲が摺動部 2 1 1 である。

【 0 0 4 6 】

摺動部 2 1 1 上を、第一の保持板 6 1 が摺動することにより、支持部材 2 1 に対して第一の保持板 6 1 が進退自在となり、糸把持用穿刺針 4 の組織に穿刺する長さを調整でき、穿刺が容易となる。

20

【 0 0 4 7 】

また、第一の保持板 6 1 上に、第二の保持板 6 2 が載置されると、常に糸挿入用穿刺針 3 の先端が、糸把持用穿刺針 4 の先端との位置関係を維持されるように糸挿入用穿刺針 3 が穿刺され得る。

【 0 0 4 8 】

摺動部 2 1 1 基端側には、摺動される第一の保持板 6 1 と係合する係止部 2 1 2 を有する。

【 0 0 4 9 】

係止部 2 1 2 に第一の保持板 6 1 の摺動穴 2 2 4 が嵌まり込んだ時、収納部 2 3 の第二の収納部 2 3 2 に糸挿入用穿刺針 3 の鋭利な先端が、第一の収納部 2 3 1 内に糸把持用穿刺針 4 の鋭利な先端がそれぞれ収納されるような位置関係で、支持部材 2 1 上に係止部 2 1 2 は配置される。

30

【 0 0 5 0 】

これにより、医療用器具を使用後廃棄の際、鋭利な先端を収納した状態を維持することができ、医療従事者への誤穿刺という二次的な事故を低減できる。また、2本の穿刺針の先端を収納部に収納するとき、第二の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 側へスライドして第一および第二の保持板が嵌合された状態でおこなうため、糸挿入用穿刺針 4 は、支持部材 2 1 および糸把持用穿刺針 4 に対して、八の字型になるため、使用済みであることが目視的にいち早く確認できる。

40

【 0 0 5 1 】

好ましくは、係止部 2 1 2 よりも先端側に案内面 2 1 3 を設けることがよい。案内面 2 1 3 は、摺動部 2 1 1 の基端側で、係止部 2 1 2 より先端側に設けられ、摺動部 2 1 1 の摺動面が係止部 2 1 2 に向かって拡径し、そのあと縮径するような形状を有している。

【 0 0 5 2 】

通常の使用時は、案内面 2 1 3 よりも先端側で第一の保持板 6 1 が支持部材 2 1 の摺動部 2 1 1 上を摺動し、廃棄時には案内面 2 1 3 を乗り越え、係止部 2 1 2 に保持板 6 1 が嵌まり込み、糸挿入用穿刺針 3 と糸把持用穿刺針 4 の鋭利な先端を収納した状態に切り替わることとなる。これにより、針先収納状態への切り替えを保持することができる。

50

【 0 0 5 3 】

また、図 4 (a)、(b) に示すように、支持部材 2 1 の基端部に操作部 2 1 4 を設けることがさらに好ましい。操作部 2 1 4 を付設することで、第一の保持板 6 1 の先端側を手で支えながら、操作部 2 1 4 を押し込むだけの操作で、第一の保持板 6 1 が案内面 2 1 3 を乗り越え、針先収納状態への切り替え操作を簡便に実施することができる。

【 0 0 5 4 】

収納部 2 3 は、穿刺針の先端を収納すると同時に、手技にあたっては、体表部と当接して医療用器具 1 を使用する際の安定性を向上する機能を有している。図 1、2 および図 3 に示すように収納部 2 3 は、平板状であり、基端側の面には、糸挿入用穿刺針 3 を収納可能な内腔を有する第二の収納部 2 3 2 と、糸把持用穿刺針 4 が収納可能な内腔を有する第一の収納部 2 3 1 とが設けられている。

10

【 0 0 5 5 】

第二の収納部 2 3 2 は、針先を収納する機能のほかに、糸挿入用穿刺針 3 の穿刺時の安定性を向上させる機能を有している。糸把持用穿刺針 4 を組織に穿刺した後に、医師は糸挿入用穿刺針 3 を穿刺する位置を決定することができる。

【 0 0 5 6 】

糸挿入用穿刺針 3 の穿刺位置が決定したら、糸把持用穿刺針 4 を軸にして本体 2 の支持部材 2 1 を回転させることにより、第二の収納部 2 3 2 を合わせる。そして、第二の収納部 2 3 2 の内腔に糸挿入用穿刺針 3 の先端が入るような位置関係を維持しつつ、第一の保持板 6 1 上に第二の保持板 6 2 を載置する。

20

【 0 0 5 7 】

載置した際に、糸挿入用穿刺針 3 の先端開口部の方向が決まる為、常に同一方向に載置されることが目視上一目で判断可能であるような第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 の形状が好ましい。また、糸挿入用穿刺針 3 を穿刺する際に、第二の収納部 2 3 2 が確認しやすいような第一の保持板 6 1 の形状が好ましい。

【 0 0 5 8 】

第一および第二の保持板には第二の保持板を第一の保持板側へスライドすることにより、嵌合しうる嵌合手段を有する。図 3 は、嵌合状態を示す図である。その嵌合手段は特に限定はされないが、図 4 (b) に示すように、第一の保持板 6 1 に凸部 6 1 1 が有り、図 5 (a) に示すように、第二の保持板 6 2 に凹部 6 2 1 があることが好ましく、第二の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 側へスライドさせたときに、凸部 6 1 1 が凹部 6 2 1 に嵌り、第一の保持板と第二の保持板が嵌合される。

30

【 0 0 5 9 】

穿刺針の先端を収納部に収納する際に、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 が外れなければ第二の保持板 6 2 に凹部 6 2 1 を設けなくてもよい。また、この第一の保持板と第二の保持板は嵌合手段により、嵌合することが好ましいが、嵌合しなくても、図 1 7 (a)、(b) に示すように、第一および第二の保持板 6 1、6 2 のそれぞれに係合手段として第一および第二の爪部 7 1、7 2 により係合してもよい。

【 0 0 6 0 】

固定部 2 2 2 には、糸把持用穿刺針 4 を挿入可能な第二の穴 2 2 2 1 が設けられている (図 4)。さらに後述する糸把持用穿刺針 4 の第二のハブ 4 1 の第二のフランジ 4 1 1 (図 6) と嵌合されるフランジ嵌合部 2 2 2 2 が第一の保持板の第二の穴 2 2 2 1 の一方の面側に形成されている (図 4 (a))。

40

【 0 0 6 1 】

これにより、第一の保持板 6 1 に糸把持用穿刺針 4 を装着する際、糸把持用穿刺針 4 が本体 2 に対して一方向にのみ嵌合されることとなる。また、第二のフランジ 4 1 1 にフランジ嵌合部 2 2 2 2 が嵌合した状態では、糸把持用穿刺針 4 は、第一の保持板 6 1 に対して回転も上下に動くこともない。

【 0 0 6 2 】

糸挿入用穿刺針 3 は、内部組織に縫合糸を挿入する機能を有している。

50

【 0 0 6 3 】

図 5 (a)、(b)、(c) に示すように糸挿入用穿刺針 3 は、基端側に第一のハブ 3 1 と、先端側に設けられた第一の針部 3 2 とを有している。第一のハブ 3 1 および第一の針部 3 2 は、内腔を有しており、縫合系の通路として用いられている。

【 0 0 6 4 】

さらに第一のハブ 3 1 には、第一のフランジ 3 1 1 が設けられ第二の保持板 6 2 と嵌合される。

【 0 0 6 5 】

第二の保持板 6 2 は上述するように糸挿入用穿刺針 3 を保持し、第一の保持板 6 1 上に載置することができれば、その形状は特に限定されないが、第一の保持板 6 1 に対して載置する方向が視覚上一目で判断される形状であることが好ましい。

10

【 0 0 6 6 】

第一の保持板 6 1、第二の保持板 6 2、支持部材 2 1 および収納部 2 3 を構成する材料としては、特に限定されないが、塩化ビニル樹脂、ポリカーボネート樹脂、ABS 樹脂、ポリアセタール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリプロピレン樹脂、ポリエチレン樹脂等や、ステンレス鋼等の金属等の材料が挙げられ、射出成形、若しくは金属加工により形成される。

【 0 0 6 7 】

なお、支持部材 2 1 は収納部 2 3 と一体に形成されても分割されていてもどちらでもよい。また、収納部 2 3 は、例えば腹部等の体表部にメスで小切開を加えた部位の上に設置するため、透明性の高い樹脂材料製であることが好ましい。また、第二の保持板 6 2 は第一のハブ 3 1 と一体に形成されてもよい。

20

【 0 0 6 8 】

本体 2 の支持部材 2 1 に摺動可能な第一の保持板 6 1 に保持された糸把持用穿刺針 4 は、糸挿入用穿刺針 3 を保持する第二の保持板 6 2 を、糸挿入用穿刺針 3 の針先を第二の収納部 2 3 2 を通して第一の保持板 6 1 上に載置することにより、糸挿入用穿刺針 3 と糸把持用穿刺針 4 の穿刺針はほぼ平行となり、また意図した位置に第二の保持板 6 2 が載置されることで先端部開口面がほぼ対向するようになっている。

【 0 0 6 9 】

こうすることにより、後述する縫合糸牽引具 5 で 2 本の穿刺針を通して縫合糸を体外まで引き上げる際、縫合糸が折れ曲がりつつ穿刺針と接触する部分を、開口面の基端側のみに限定することができ、その開口面の基端側は、穿刺針の穿刺性には全く影響を与えず丸め加工を実施することができるため、結果として、縫合糸の引き上げをスムーズに実施することが可能となる。

30

【 0 0 7 0 】

第一の針部 3 2 は、先端側に内腔に連通する開口部を有している。

【 0 0 7 1 】

第一の針部 3 2 は、基端から先端付近まで一定の外径を維持しており、その先に鋭利な先端が形成されている。先端の形状は、特に限定はされないが、直進性に優れたヒューバー形状であることが好ましい。

40

【 0 0 7 2 】

第一の針部 3 2 の外径は、特に限定されないが、一般に縫合固定によく使用される 2 - 0 (0 . 2 9 mm)、3 - 0 (0 . 2 4 mm) の縫合糸を挿通できる内径の穿刺針であればよく、15 G 以上、25 G 以下が好ましく、19 G 以上、21 G 以下がより好ましい。

【 0 0 7 3 】

外径が前記範囲内であると、糸挿入用穿刺針 3 の穿刺抵抗を小さくすることができ、体内への穿刺が容易である。なお、G とは一般的に針の外径を示す記号である。例えば、12 G の針の外径は、12 本の針の直径の和が 1 インチ (約 2 . 5 センチ) に相当する時の外径となる。

【 0 0 7 4 】

50

第一の針部 3 2 の全長は、特に限定されないが、20 mm 以上、200 mm 以下が好ましく、80 mm 以上、100 mm 以下がより好ましい。全長が前記範囲内であると、患者の内臓内へ穿刺針の先端を到達させることができ、穿刺後の穿刺針を含めた本体の安定性を向上できる。

【0075】

糸把持用穿刺針 4 は、内部組織に縫合糸牽引具を挿入する機能を有している。さらに、収納ワイヤーを挿入することもでき、体表部と内部組織とを縫合すると共に、収納ワイヤーの生体への挿入も可能となる。収納ワイヤーを挿入した位置は、カテーテル挿入位置として機能することができる。

【0076】

10

図 6 に示すように糸把持用穿刺針 4 は、基端側に第二のハブ 4 1 と、先端側に設けられた第二の針部 4 2 とを有している。

【0077】

第二のハブ 4 1 および第二の針部 4 2 は、内腔 4 3 を有しており、縫合糸牽引具の通路として用いられている。さらに、後述する収納ワイヤーの通路として用いることもできる。

【0078】

さらに第二のハブ 4 1 には、第一の保持板 6 1 のフランジ嵌合部 2 2 2 2 と嵌合される第二のフランジ 4 1 1 が形成されている。これにより、糸把持用穿刺針 4 が第一の保持板 6 1 に対して一方向にのみ嵌合されることとなる。また、フランジ嵌合部 2 2 2 2 に第二のフランジ 4 1 1 が嵌合した状態では、糸把持用穿刺針 4 は、第一の保持板 6 1 に対して回転も上下に動くこともない。

20

【0079】

第二の針部 4 2 は、先端側に内腔 4 3 に連通する開口部を有している。

【0080】

第二の針部 4 2 の外径は、基端から先端付近まで一定の外径を維持しており、その先には鋭利な先端が形成されている。先端の形状は、特に限定はされないが、直進性に優れたヒューバー形状であることが好ましい。

【0081】

第二の針部 4 2 の外径は、特に限定されないが、本実施例の糸把持用穿刺針では、一般に縫合固定によく使用される 2 - 0 (0.29 mm)、3 - 0 (0.24 mm) の縫合糸が折り返された状態で使用されるため、二本分を挿通できる内径の穿刺針であればよく、12 G 以上、22 G 以下が好ましく、17 G 以上、21 G 以下がより好ましい。外径が前記範囲内であると、糸把持用穿刺針 4 の穿刺抵抗を小さくすることができ、体内への穿刺が容易である。

30

【0082】

第二の針部 4 2 の全長は、特に限定されないが、20 mm 以上、200 mm 以下が好ましく、80 mm 以上、100 mm 以下がより好ましい。全長が前記範囲内であると、患者の内臓内へ穿刺針の先端を到達させることができ、穿刺後の穿刺針を含めた本体の安定性を向上できる。

40

【0083】

内腔 4 3 に収納ワイヤーを挿入する場合には、挿入される収納ワイヤーの外径は、特に限定されないが、0.1 mm 以上、1.5 mm 以下が好ましく、0.7 mm 以上、1.1 mm 以下がより好ましい。挿入する収納ワイヤーのそれぞれの外径に対し、糸把持用穿刺針 4 を選択する必要がある。体表部と内部組織とを縫合すると共に、収納ワイヤーの生体への挿入も可能となる。

【0084】

縫合糸牽引具 5 は、糸把持用穿刺針 4 に挿入され、糸挿入用穿刺針 3 から挿入された縫合糸を内部組織内で把持して、体表部まで牽引する機能を有する。これにより、容易に体表部と内部組織とを縫合することができる。

50

【 0 0 8 5 】

図 7 に示すように、縫合糸牽引具 5 は、棒状部 5 2 と、棒状部 5 2 の基端側にハンドル部 5 1 と、先端側に環状部 5 3 とを有している。この環状部 5 3 は、高弾性の線材で形成されており、線状に圧縮された状態で第一の穿刺針 4 の内部をスライド移動することができ、第一の穿刺針 4 の下端から突出すると環状に拡開する。

【 0 0 8 6 】

ハンドル部 5 1 は、ほぼ直方体であり、その内面はほぼ円柱状にくり抜かれている。好ましくは、楕円状にくり抜かれ、さらに、糸把持用穿刺針 4 の第二のハブ 4 1 の基端部 4 1 2 が楕円状に形成されることで、糸把持用穿刺針 4 の鋭利な先端から突出する縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 が開く方向を 2 方向に制限することができる。

10

【 0 0 8 7 】

さらに好ましくは、縫合糸牽引具 5 に対し後述する環状部 5 3 が突出している方向に目印を形成していることがよく、これにより、環状部 5 3 がどの方向に向いているかを容易に知ることができる。

【 0 0 8 8 】

ハンドル部 5 1 を構成する材料としては、特に限定されないが、塩化ビニル樹脂、ポリカーボネート樹脂、ABS 樹脂、ポリアセタール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリプロピレン樹脂、ポリエチレン樹脂等や、ステンレス鋼等の金属等の材料が挙げられ、射出成形、若しくは金属加工により形成される。

【 0 0 8 9 】

棒状部 5 2 の外径は、糸把持用穿刺針 4 の内径よりも小さいものである。

20

【 0 0 9 0 】

棒状部 5 2 の外径は、特に限定されないが、0.3 mm 以上、0.8 mm 以下が好ましく、0.4 mm 以上、0.7 mm 以下がより好ましい。外径が前記範囲内であると、糸把持用穿刺針 4 の内腔 4 3 内に、縫合糸牽引具 5 の棒状部 5 2 を挿入できる。

【 0 0 9 1 】

棒状部 5 2 の長さは、特に限定されないが、糸把持用穿刺針 4 の第二の針部 4 2 の全長が 20 mm 以上、200 mm 以下の場合には 45 mm 以上、225 mm 以下が好ましく、糸把持用穿刺針 4 の第二の針部 4 2 の全長が 80 mm 以上、100 mm 以下の場合には 105 mm 以上、125 mm 以下がより好ましい。

30

【 0 0 9 2 】

長さが前記範囲内であると、糸把持用穿刺針 4 の第二のハブ 4 1 に、縫合糸牽引具 5 のハンドル 5 1 が嵌合された時、環状部 5 3 が糸把持用穿刺針 4 の開口部から完全に突出されることとなる。

【 0 0 9 3 】

環状部 5 3 は、糸把持用穿刺針 4 内では変形してほぼ直線状となり、糸把持用穿刺針 4 から突出した状態では環状となるものである。これにより、縫合糸の把持を容易に実施できる。したがって、環状部 5 3 を形成する材料は弾性を有するものが好ましい。

【 0 0 9 4 】

図 1 および図 2 に示すように、糸把持用穿刺針 4 より突出した状態で環状部 5 3 は、糸挿入用穿刺針 3 の中心軸またはその延長線が、環状部 5 3 の内部を貫通するように形成されている。これにより、縫合糸を確実に把持することができる。

40

【 0 0 9 5 】

環状部 5 3 の直径は、特に限定されないが、糸挿入用穿刺針 3 と糸把持用穿刺針 4 の間隔を L (mm) とした場合、環状部 5 3 の直径が $1.5L$ 以上、 $3.0L$ 以下 (mm) となるように形成されることが好ましい。直径が前記範囲内であると、縫合糸を把持するのに特に優れる。

【 0 0 9 6 】

環状部 5 3 の線径は、特に限定されないが、0.1 mm 以上、0.3 mm 以下が好ましく、0.14 mm 以上、0.24 mm 以下がより好ましい。線径が前記範囲内であると、

50

例えば胃液等の非常に高い粘性物質が付着しても環状部を環状に保持することができる。

【 0 0 9 7 】

棒状部 5 2、環状部 5 3 を構成する材料としては、硬質の材料で、弾性変形可能な材料であれば特に限定されないが、ステンレス鋼等の金属等の材料が挙げられ、金属加工により形成される。

【 0 0 9 8 】

つぎに、本発明の医療用器具 1 の使用方法の一実施例について図 8 から図 1 6 に基づいて説明する。

【 0 0 9 9 】

本実施の形態の医療用器具 1 を利用して生体の内臓を体表に固定する内臓固定方法では、まず、図 8 に示すように、第二の穿刺針 3 が分離されている第一の穿刺針 4 を、本体 2 に対して下方にスライド移動させて生体の体表から内臓の内部まで穿刺する。

10

【 0 1 0 0 】

このとき、例えば、第一の穿刺針 4 は、外周面に目盛が表記されているので、その穿刺深度を一目で確認することができる。特に、収納部 2 3 は無色透明な樹脂で形成されているので、その第一の収納部 2 3 1 を介してでも第一の穿刺針 4 の目盛を視認することができる。

【 0 1 0 1 】

つぎに、図 9 に示すように、縫合糸牽引具 5 を第一の穿刺針 4 の内部で下方にスライド移動させて先端から第二のガイド孔の下方に環状部 5 3 を突出させる。穿刺された第一の穿刺針 4 を中心に本体 2 とともに収納部 2 3 を必要により所望の位置まで回転させるとともに、第一の穿刺針 4 を必要により体表に対して所望の角度まで傾斜させる。

20

【 0 1 0 2 】

そして、図 1 0 に示すように、所望の位置に配置された収納部 2 3 の第二のガイド孔に第二の穿刺針 3 を挿入し、体表から内臓の内部まで穿刺することで、その下端を環状部 5 3 に対向させる。

【 0 1 0 3 】

つぎに、図 1 1 に示すように、縫合糸 1 0 2 を第二の穿刺針 3 に上端から挿入して下端から突出させる。そして、図 1 2 に示すように、縫合糸牽引具 5 を上方にスライド移動させて環状部 5 3 で縫合糸 1 0 2 を把持させる。

30

【 0 1 0 4 】

このような状態で、図 1 3 に示すように、医療用器具 1 の全体を上方に引き上げて第一および第二の穿刺針 4、3 を生体から抜去する。すると、図 1 4 に示すように、縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 で把持された縫合糸 1 0 2 の一端が体表より上方に露出するので、その縫合糸 1 0 2 の一端を他端と結紮することで内臓を固定することができる。

【 0 1 0 5 】

なお、上述のように第二の穿刺針 3 を穿刺する直前の収納部 2 3 の回転は、内臓の外面に第二の穿刺針 3 が略直角に穿刺される位置まで実行される。同様に、第二の穿刺針 3 を穿刺する直前の第一の穿刺針 4 の傾斜は、内臓の外面に第二の穿刺針 3 が略直角に穿刺される角度まで実行される。

40

【 0 1 0 6 】

つまり、第一の穿刺針 4 と第二の穿刺針 3 とが穿刺される内臓は、胃などであり、図 2 2 に示すように、一般的に外面が球状に湾曲している。このため、図 2 3 に示すように、上述のように穿刺方向を内臓の外面に略直角とすれば、図 2 4 に示すように、内臓に第二の穿刺針 3 が円滑に穿刺される。

【 0 1 0 7 】

なお、上述のように第一および第二の穿刺針 4、3 が穿刺される内臓の内部には事前に内視鏡(図示せず)を挿入しておく。そして、内視鏡で第一の穿刺針 4 が穿刺された位置周辺の内臓の内面を観察することにより、内臓の外面に第二の穿刺針 3 が略直角に穿刺されるように、収納部 2 3 が回転されるとともに第一の穿刺針 4 が傾斜される。

50

【 0 1 0 8 】

より詳細には、まず、医療用器具 1 を使用する前に、生体である患者の胃内に内視鏡を挿入し、送気を十分行い、腹壁 1 0 0 と胃壁 1 0 1 とを密着させる。つぎに、内視鏡からの透過光により内臓である胃の位置を確認し、体表である腹部皮膚を消毒、局所麻酔を行う。続いて、その部位にメスで小切開を加えておく。場合により、金属ペアン(図示せず)により小切開部の拡張を行う。

【 0 1 0 9 】

本体 2 の当接部 2 3 3 を腹壁 1 0 0 に当接し、糸把持用穿刺針 4 を小切開部位から患者の腹壁 1 0 0 、胃壁 1 0 1 にほぼ垂直に穿刺する(図 8)。このとき、縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 は、糸把持用穿刺針 4 の内腔 4 3 に収納されている状態としても、縫合糸牽引具 5 を外しておいてもよい。

10

【 0 1 1 0 】

縫合糸牽引具 5 のハンドル部 5 1 を操作し、ハンドル部 5 1 の下端がハブ 4 1 に当接するまで、縫合糸牽引具 5 を、糸把持用穿刺針 4 の内腔 4 3 に挿入する。これにより、縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 が糸把持用穿刺針 4 の先端から突出し、環状に広がる(図 9)。

【 0 1 1 1 】

つぎに、糸挿入用穿刺針 3 を、第二の収納部 2 3 2 を通して患者の腹壁 1 0 0 および胃壁 1 0 1 にほぼ垂直に穿刺し、糸挿入用穿刺針 3 を保持した第 2 の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 上に載置する。第一および第二の保持板で楕円形状になるように載置することで、糸挿入用穿刺針 3 と糸把持用穿刺針 4 の鋭利な先端の向きはほぼ一定となる(図 1 0)。

20

【 0 1 1 2 】

上述のように糸挿入用穿刺針 3 を穿刺する前に、医師が穿刺位置を決定することができ、糸把持用穿刺針 4 を軸として、本体 2 の支持部材 2 1 を回転させて第二の収納部 2 3 2 を穿刺位置に合わせる。また、必要により第一の穿刺針 4 を体表に対して所望の角度まで傾斜させる。

【 0 1 1 3 】

その場合、前述のように内視鏡で第一の穿刺針 4 が穿刺された位置周辺の内臓の内面を観察し、内臓の外面に第二の穿刺針 3 が略直角に穿刺されるように、収納部 2 3 を回転させるとともに第一の穿刺針 4 を傾斜させる。

【 0 1 1 4 】

さらに、上述のように糸挿入用穿刺針 3 を穿刺するとき、図 1 0 に示すように、その内部に内針 8 0 を挿入しておくことにより、内針 8 0 と第二の穿刺針 3 との先端の斜面を面一として穿刺抵抗を低減することができる。

30

【 0 1 1 5 】

上述のように内臓の内部まで糸挿入用穿刺針 3 が適正に穿刺されると、その糸挿入用穿刺針 3 の上端から内腔に縫合糸 1 0 2 を挿入し、糸挿入用穿刺針 3 の先端から縫合糸 1 0 2 を突出させていくことで、縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 の内部に縫合糸 1 0 2 が通過する(図 1 1)。

【 0 1 1 6 】

つぎに、縫合糸牽引具 5 を糸把持用穿刺針 4 に対し基端側(図 1 1 中上側)に引き上げ、図 1 2 に示すように、環状部 5 3 で縫合糸 1 0 2 を把持する。このような状態で、図 1 3 に示すように、医療用器具 1 の全体を上方に引き上げて第一および第二の穿刺針 4 , 3 を生体から抜去する。

40

【 0 1 1 7 】

すると、図 1 4 に示すように、これらの操作により、糸挿入用穿刺針 3 を挿入した箇所から挿入された縫合糸 1 0 2 が腹壁 1 0 0 から胃壁 1 0 1 内を通り、糸把持用穿刺針 4 を穿刺した位置から突出した状態となる。そこで、縫合糸 1 0 2 の端部を結紮して腹壁 1 0 0 と胃壁 1 0 1 とを固定する。

【 0 1 1 8 】

腹壁 1 0 0 と胃壁 1 0 1 の縫合固定終了後、第二の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 側(

50

本体 2 の支持部材 2 1 側)へ押し込むことにより、第一の保持板 6 1 に付設された凸部と第二の保持板 6 2 に付設された凹部が嵌合し、第一および第二の保持板が嵌合された状態となる。

【 0 1 1 9 】

このとき、糸挿入用穿刺針 3 は、糸把持用穿刺針 4 および、支持部材 2 1 に対して、平行ではなく、ハの字状態になる(図 1 5)。そのため、使用済みであることが目視的に確認できる。

【 0 1 2 0 】

そして、本体 2 の支持部材 2 1 の操作部 2 1 4 を先端側(図 1 6)に押し込み、糸把持用穿刺針 4 と糸挿入用穿刺針 3 の鋭利な先端を収納部 2 3 の第一の収納部 2 3 1 と、第二の収納部 2 3 2 内に収納した状態に切り替え、医療用器具 1 を廃棄する。

10

【 0 1 2 1 】

上記の操作により針先を収納した状態が維持されるため、廃棄後の医療従事者への誤穿刺という二次的な事故を防止できる。例えば、前述した特許文献 1 の医療用器具では、使用后、針先が突出した状態で廃棄することとなり、医療従事者への誤穿刺という二次的な事故が発生する可能性があった。

【 0 1 2 2 】

以上のように、本発明の医療用器具 1 を使用することにより、腹壁 1 0 0 と胃壁 1 0 1 とを縫合終了後、医療用器具の廃棄時において、2 本の穿刺針の鋭利な先端を本体で完全に覆うことができる為、安全に廃棄することができ、かつ、目視的に使用済みであることが確認できるために医療従事者への誤穿刺という二次的な事故を低減できる。

20

【 0 1 2 3 】

しかも、本実施の形態の医療用器具 1 では、本体 2 と第一の穿刺針 4 と第一の保持板 6 1 とを有する第一ユニット A と、第二の穿刺針 3 と第二の保持板 6 2 とを有する第二ユニット B と、が相互に係脱自在な別体に形成されている。

【 0 1 2 4 】

このため、第一の穿刺針 4 を生体に穿刺してから、第二の穿刺針 3 を生体に穿刺することができる。従って、二本の穿刺針 3, 4 を同時に穿刺する必要がないので、第一の穿刺針 4 の穿刺位置に基づいて第二の穿刺針 3 の穿刺位置を調整することができる。

【 0 1 2 5 】

30

さらに、第一の穿刺針 4 を穿刺してから第二の穿刺針 3 を所望の角度に傾斜させて穿刺することもできる。このため、図 2 2 ないし図 2 4 に示すように、内臓の外面が球状に湾曲していても、第二の穿刺針 3 を内臓に直角に穿刺することができる。従って、球状に湾曲した内臓の外面に第二の穿刺針 3 が円滑に穿刺されず、内臓の外面を損傷することを防止できる。

【 0 1 2 6 】

しかも、第一の穿刺針 4 が穿刺された位置周辺の内臓の内面は内視鏡で観察される。一般的に内臓の内面と外面は略平行である。このため、内臓の外面に第二の穿刺針 3 が略直角に穿刺されるように、収納部 2 3 を回転させるとともに第一の穿刺針 4 を傾斜させることは容易に実行できる。

40

【 0 1 2 7 】

さらに、本実施の形態の医療用器具 1 では、第二の穿刺針 3 の第二の保持板 6 2 が第一の穿刺針 4 の第一の保持板 6 1 に上方から接離自在に当接する。このため、第一の穿刺針 4 とは別個に第二の穿刺針 3 が穿刺されるが、第二の穿刺針 3 の先端は第一の穿刺針 4 の先端に対向する位置に自動的に配置される。

【 0 1 2 8 】

従って、上述のように二本の穿刺針 3, 4 を別個に穿刺する構造でありながら、第一の穿刺針 4 の下端から突出させた縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 で、第二の穿刺針 3 の下端から突出させた縫合糸 1 0 2 を、簡単かつ確実に把持することができる。

【 0 1 2 9 】

50

しかも、本実施の形態の医療用器具 1 では、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 で連結された状態では、第一および第二の穿刺針 4 , 3 の上端の間隔が収納部 2 3 の第一および第二のガイド孔の間隔より小さい。

【 0 1 3 0 】

このため、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が連結された状態では、第一および第二の穿刺針 4 , 3 を円滑にスライド移動させることが困難である。従って、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が連結されたまま、第一および第二の穿刺針 4 , 3 が同時に生体に穿刺される誤操作を良好に防止することができる。

【 0 1 3 1 】

もしも、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が連結された状態で第一および第二の穿刺針 4 , 3 が生体に穿刺されると、第一および第二の穿刺針 4 , 3 が八の字状に拡開した状態で生体に穿刺されることになる。

10

【 0 1 3 2 】

このように八の字状に拡開した状態で穿刺された第一および第二の穿刺針 4 , 3 を、そのまま生体から抜去することは困難である。もしも無理に抜去すると、生体を損傷する可能性が高く、患者に非常な苦痛を与えることにもなる。

【 0 1 3 3 】

上述の誤操作により第一および第二の穿刺針 4 , 3 の先端が生体の内部で拡開する不具合は、例えば、患者の皮下脂肪が厚いなど、体表から内臓まで距離があるほど顕著となる。

20

【 0 1 3 4 】

しかも、上述のように第一および第二の穿刺針 4 , 3 が拡開すると、第二の穿刺針 3 の先端から突出した縫合糸 1 0 2 を縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 で把持することも困難となる。

【 0 1 3 5 】

さらに、前述のように第一および第二の穿刺針 4 , 3 が穿刺される胃等の内臓は、その外面が球状に湾曲している。このため、もしも第一および第二の穿刺針 4 , 3 が八の字状に拡開するように同時に穿刺されると、その一方が内臓に円滑に穿刺されず、内臓の外面を損傷する可能性がある。

【 0 1 3 6 】

30

従って、本実施の形態の医療用器具 1 では、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が連結された状態で第一および第二の穿刺針 4 , 3 を生体に穿刺することは、治療行為として実施できない。

【 0 1 3 7 】

一方、凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 の連結が解除された第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が係合した状態では、第一および第二の穿刺針 4 , 3 の上端の間隔が収納部 2 3 の第一および第二のガイド孔の間隔より大きい。

【 0 1 3 8 】

このため、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が係合したまま、第一および第二の穿刺針 4 , 3 を円滑にスライド移動させることも困難である。従って、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が連結されることなく係合した状態でも、第一および第二の穿刺針 4 , 3 が同時に生体に穿刺される誤操作を良好に防止することができる。

40

【 0 1 3 9 】

もしも、連結が解除された第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が係合した状態で第一および第二の穿刺針 4 , 3 が生体に穿刺されると、第一および第二の穿刺針 4 , 3 の先端が生体の内部で接近して逆八の字状となる。

【 0 1 4 0 】

このように逆八の字状に拡開した状態で穿刺された第一および第二の穿刺針 4 , 3 も、そのまま生体から抜去することは困難である。もしも無理に抜去すると、やはり生体を損傷する可能性が高い。このため、第一および第二の保持板 6 1 , 6 2 が係合した状態で第

50

一および第二の穿刺針 4 , 3 を生体に穿刺することもできない。

【 0 1 4 1 】

つまり、本実施の形態の医療用器具 1 は、上述のように第一の穿刺針 4 と第二の穿刺針 3 とを順番に穿刺するための構造に形成されており、第一の穿刺針 4 と第二の穿刺針 3 とを同時に穿刺することはできない構造に形成されている。

【 0 1 4 2 】

さらに、第一の穿刺針 4 は、ヒューバー針として形成されているので、その先端開口から縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 を適正な方向に容易に突出させることができる。特に、縫合糸牽引具 5 のハンドル部 5 1 を第一の穿刺針 4 に係合させることで、その先端開口から環状部 5 3 を確実に適正な方向に突出させることができる。

10

【 0 1 4 3 】

ただし、ヒューバー針からなる第一の穿刺針 4 は、先端が斜面からなる第二の穿刺針 3 に比較して穿刺抵抗が大きい。しかし、本実施の形態の医療用器具 1 では、上述のように第一および第二の穿刺針 4 , 3 を同時に穿刺することがないので、ヒューバー針からなる第一の穿刺針 4 の穿刺抵抗が問題となることがない。

【 0 1 4 4 】

また、前述のように糸挿入用穿刺針 3 を穿刺するとき、図 1 0 に示すように、その内部に内針 8 0 を挿入しておくことで、前述のように内針 8 0 と第二の穿刺針 3 との先端の斜面が面一として穿刺抵抗を低減することができる。

【 0 1 4 5 】

20

しかも、中空構造の第二の穿刺針 3 を内針 8 0 で内側から支持することができる。このため、穿刺される第二の穿刺針 3 が湾曲することなども防止することができる。さらに、生体に穿刺される糸挿入用穿刺針 3 の内部に組織が侵入して縫合糸 1 0 2 の挿入が困難となることも防止できる。

【 0 1 4 6 】

さらに、本実施の形態の医療用器具 1 では、内針 8 0 のハンドル部 8 1 を第二の穿刺針 3 の上端に係合させることで、内針 8 0 と第二の穿刺針 3 との先端の斜面を簡単かつ確実に面一とすることができる。

【 0 1 4 7 】

しかも、本実施の形態の医療用器具 1 では、本体 2 は、第一の穿刺針 4 を先端が第一の収納部 2 3 1 に収納された状態で係止する係止部 2 1 2 を有し、係止された第一の穿刺針 4 に凸部 6 1 1 および凹部 6 2 1 で連結された第二の穿刺針 3 の先端が第二の収納部 2 3 2 に収納される。

30

【 0 1 4 8 】

このため、使用済の医療用器具 1 の第一および第二の穿刺針 4 , 3 の先鋭な先端が露出することを防止できる。従って、簡単な構造で医療用器具 1 を安全に廃棄することができる。

【 0 1 4 9 】

しかも、本実施の形態の医療用器具 1 では、第一および第二の穿刺針 4 , 3 のスライド方向を規制する機能と、第一および第二の穿刺針 4 , 3 の先鋭な下端を収納する機能とが、円筒状の第一および第二の収納部 2 3 1 , 2 3 2 で兼用されている。

40

【 0 1 5 0 】

従って、簡単で実用的な構造で、第一および第二の穿刺針 4 , 3 のスライド方向を規制するとともに、その先鋭な下端を収納することができ、このようなスライド状態と収納状態とを簡単かつ迅速に切り換えることができる。

【 0 1 5 1 】

以上のように、本発明の医療用器具を実施の形態に基づいて説明したが、本発明はこれに限定されるものではない。例えば、本体の支持部、当接部等の形状、糸挿入用穿刺針および糸把持用穿刺針のハブの形状等については、上述した実施形態と異なるものであってもよい。

50

【 0 1 5 2 】

例えば、別の実施例として、図 1 7 を用いて説明する。先の実施例とほぼ同一であるが、第一の保持板 6 1 には第一の爪部 7 1 が存在し、第二の保持板 6 2 には第二の爪部 7 2 が存在する医療用器具において、使用後は、第二の保持板 6 2 を第一の保持板 6 1 側(本体 2 の支持部材 2 1 側)へ押し込むことにより、第二の保持板 6 2 に付設された第二の爪部 7 2 が第一の保持板 6 1 に付設された第一の爪部 7 1 を乗り越えて、第一の保持板 6 1 と第二の保持板 6 2 が係合する。そして、第一の保持板 6 1 の先端側を手で支えながら、本体 2 の操作部 2 1 4 を先端側へ押し込むことにより、2 本の穿刺針の鋭利な先端が収納部 2 3 に収納される。

【 0 1 5 3 】

10

また、図 1 2 および図 1 3 に示すように、上記形態では第一および第二の穿刺針 4 , 3 を穿刺した内臓の内部で縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 で縫合糸 1 0 2 を把持させ、この状態の医療用器具 1 の全体を上方に引き上げて第一および第二の穿刺針 4 , 3 を生体から抜去することで、図 1 4 に示すように、縫合糸 1 0 2 の両端が内臓の内部から体表まで突出した状態とすることを例示した。

【 0 1 5 4 】

しかし、上記以外の内臓固定方法に医療用器具 1 を利用することもできる。この内臓固定方法を以下に説明する。まず、前述の方法と同様に、第一および第二の穿刺針 4 , 3 を穿刺した内臓の内部で縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 で縫合糸 1 0 2 を把持させる。

【 0 1 5 5 】

20

つぎに、さらに縫合糸牽引具 5 を基端側へ引き上げ、縫合糸 1 0 2 を把持した縫合糸牽引具 5 を糸把持用穿刺針 4 から完全に引き抜く。

【 0 1 5 6 】

これにより、図 1 9 に示すように、縫合糸 1 0 2 の一端が、糸挿入用穿刺針 3 と糸把持用穿刺針 4 を介して、体表部から胃壁 1 0 1 内を通過し、さらに体表部に出てきた状態を実現できる。

【 0 1 5 7 】

つぎに、図 2 0 に示すように、糸把持用穿刺針 4 の第二のハブ 4 1 から、収納ワイヤー 1 0 3 を挿入する。その後、本体 2 を腹部 1 0 0 から引き上げる。

【 0 1 5 8 】

30

これらの操作により、図 2 1 に示すように、糸挿入用穿刺針 3 を挿入した箇所から挿入された縫合糸 1 0 2 が腹壁 1 0 0 から胃壁 1 0 1 内を通り、糸把持用穿刺針 4 を穿刺した位置から突出した状態となる。

【 0 1 5 9 】

さらに、糸把持用穿刺針 4 を穿刺した位置には収納ワイヤー 1 0 3 が胃壁 1 0 1 内まで挿入された状態となる。そして、縫合糸 1 0 2 の端部を結紮することでも、腹壁 1 0 0 と胃壁 1 0 1 とを固定することができる。

【 0 1 6 0 】

また、上記形態では、縫合糸牽引具 5 のハンドル部 5 1 を第一の穿刺針 4 の上端に係合させることで、ヒューバー針からなる第一の穿刺針 4 の先端開口から縫合糸牽引具 5 の環状部 5 3 が適正な方向に突出することを例示した。しかし、縫合糸牽引具 5 の方向を示す目印をハンドル部 5 1 の上面に形成しておいてもよい。

40

【 0 1 6 1 】

同様に、内針 8 0 のハンドル部 8 1 を第二の穿刺針 3 の上端に係合させることで、第二の穿刺針 3 と内針 8 0 との先端の斜面が面一となることを例示した。しかし、内針 8 0 の方向を示す目印をハンドル部 8 1 の上面に形成しておいてもよい。

【 0 1 6 2 】

また、生体への使用個所も腹壁と胃壁とに限定されず、各内臓壁、血管、神経等の腹壁への吊上げ等にも用いることができる。さらに、上記形態では人体の内臓を固定することを例示したが、人体以外が生体に適用してもよい。

50

【産業上の利用可能性】

【0163】

本発明は、体表部と内部組織とを縫合するために使用される医療用器具に関するものである。具体的には、栄養剤の補給、体液の排出等の目的で行われる経皮内視鏡下胃瘻造設術の際に、カテーテル挿入を容易にするために行われる腹壁と胃壁との固定に使用されることが好ましい。

【図面の簡単な説明】

【0164】

【図1】本発明の医療用器具の一例を示す斜視図(a)、上面図(b)である。

【図2】医療用器具の正面図である。

10

【図3】医療用器具の穿刺針の先端を本体内に収納した時の斜視図(a)、上面図(b)である。

【図4】本体と系把持用穿刺針(第一の穿刺針)と第一の保持板を組み合わせた時の上面図(a)、正面図(b)、右側面図(c)である。

【図5】系挿入用穿刺針と第二の保持板を嵌合させた上面図(a)、正面図(b)、右側面(c)図である。

【図6】系把持用穿刺針の正面図および右側面図である。

【図7】縫合系牽引具の正面図および右側面図である。

【図8】系把持用穿刺針を腹壁から胃壁まで穿刺した状態を示す正面図である。

【図9】系把持用穿刺針の先端から縫合系牽引具の環状部を突出させた状態を示す正面図である。

20

【図10】系挿入用穿刺針を穿刺した状態を示す正面図である。

【図11】系挿入用穿刺針から縫合系を挿入した状態を示す正面図である。

【図12】縫合系牽引具で縫合系を把持した状態を示す正面図である。

【図13】本体を患者から引き抜いた状態を示す正面図である。

【図14】縫合系の両端が内臓内部から体表に露出した状態を示す正面図である。

【図15】引き抜いた医療用器具の第二の保持板を第一の保持板側にスライドし、嵌合させた状態を示す正面図である。

【図16】医療用器具の穿刺針の先端を本体内に収納した時の状態を示す正面図である。

【図17】別の実施例の本体を患者から引き抜いた状態を示す斜視図(a)と、穿刺針の先端を本体内に収納した時の状態を示す斜視図(b)である。

30

【図18】摺動方向への動きを規制する規制手段を示す上面図(a)とその断面図(b)である。

【図19】縫合系牽引具で把持した縫合系を体表まで引き上げた状態を示す正面図である。

【図20】収納ワイヤーを挿入した状態を示す正面図である。

【図21】本体を患者から引き抜いた状態を示す正面図である。

【図22】系把持用穿刺針を腹壁から胃壁まで穿刺した状態を示す模式的な正面図である。

【図23】系把持用穿刺針を傾斜させた状態を示す模式的な正面図である。

40

【図24】系把持用穿刺針を傾斜させたまま系挿入用穿刺針を穿刺した状態を示す模式的な正面図である。

【符号の説明】

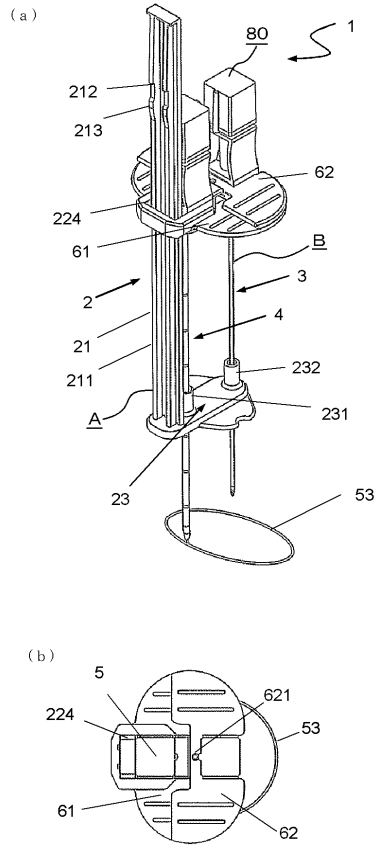
【0165】

- 1 医療用器具
- 100 腹壁
- 101 胃壁
- 102 縫合系
- 103 収納ワイヤー
- 2 本体

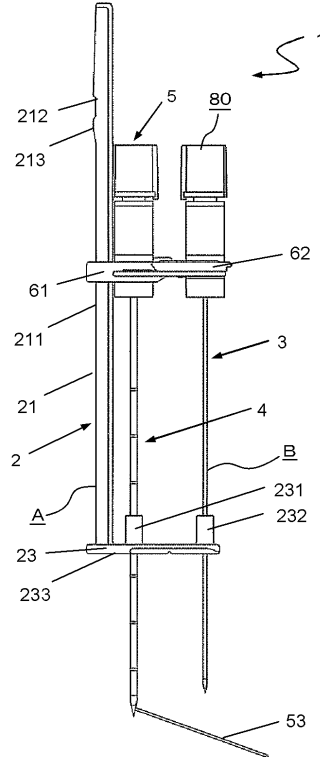
50

2 1	支持部材	
2 1 1	摺動部	
2 1 2	係止部	
2 1 3	案内面	
2 1 4	操作部	
2 2 2	固定部	
2 2 2 1	第二の穴	
2 2 2 2	フランジ嵌合部	
2 2 4	摺動穴	
2 3	収納部	10
2 3 1	第一の収納部	
2 3 2	第二の収納部	
2 3 3	当接部	
3	糸挿入用穿刺針（第二の穿刺針）	
3 1	第一のハブ	
3 1 1	第一のフランジ	
3 2	第一の針部	
4	糸把持用穿刺針（第一の穿刺針）	
4 1	第二のハブ	
4 1 1	第二のフランジ	20
4 1 2	ハブ 4 1 の基端部	
4 2	第二の針部	
4 3	内腔	
5	縫合糸牽引具	
5 1	ハンドル部	
5 2	棒状部	
5 3	環状部	
6 1	第一の保持板	
6 1 1	凸部（係合手段）	
6 2	第二の保持板	30
6 2 1	凹部（係合手段）	
6 2 5	規制手段	
7 1	第一の爪部	
7 2	第二の爪部	
8 0	内針	
8 1	ハンドル部	

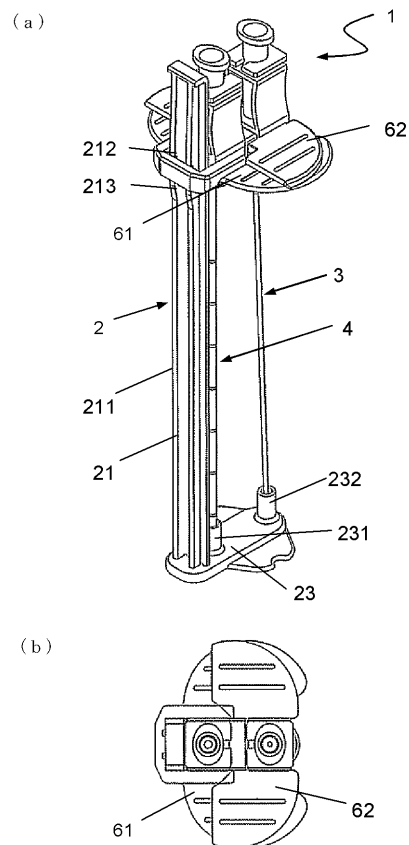
【図 1】



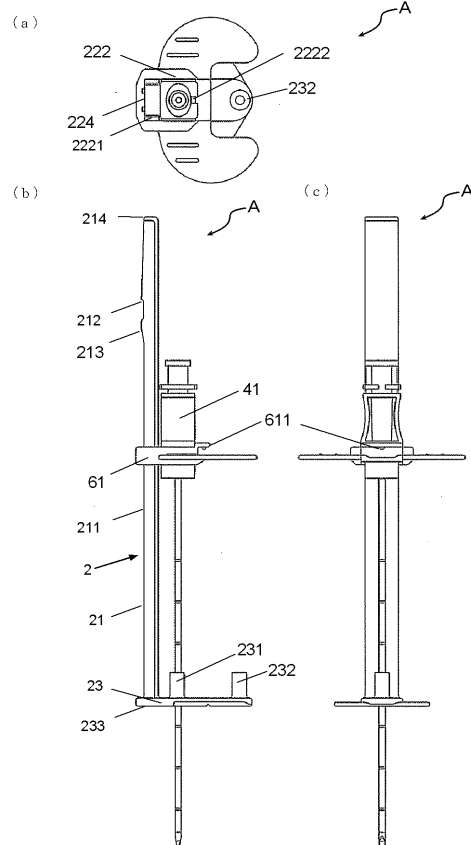
【図 2】



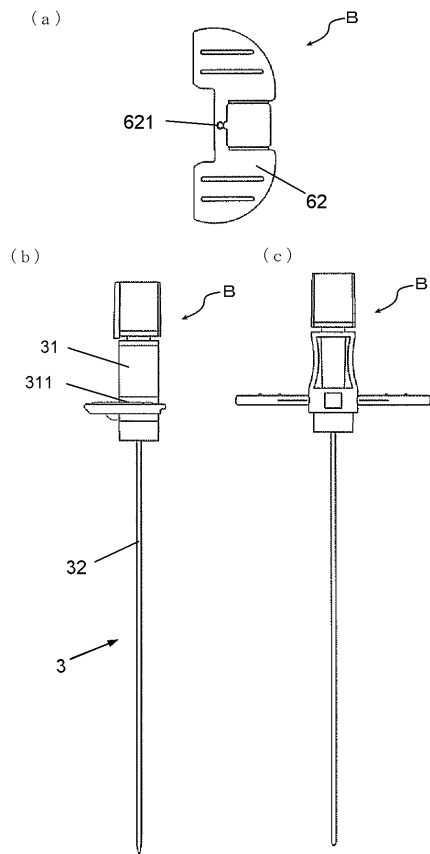
【図 3】



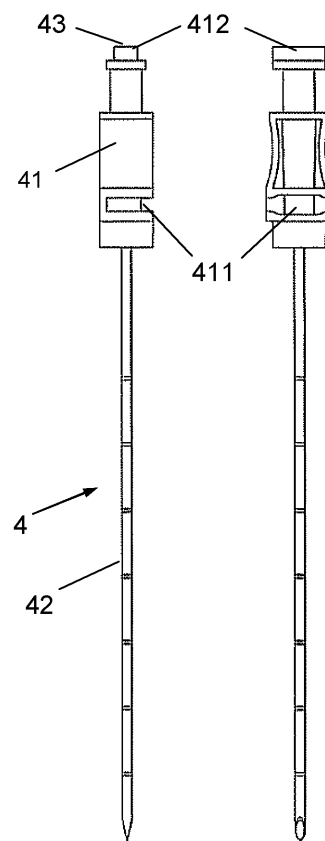
【図 4】



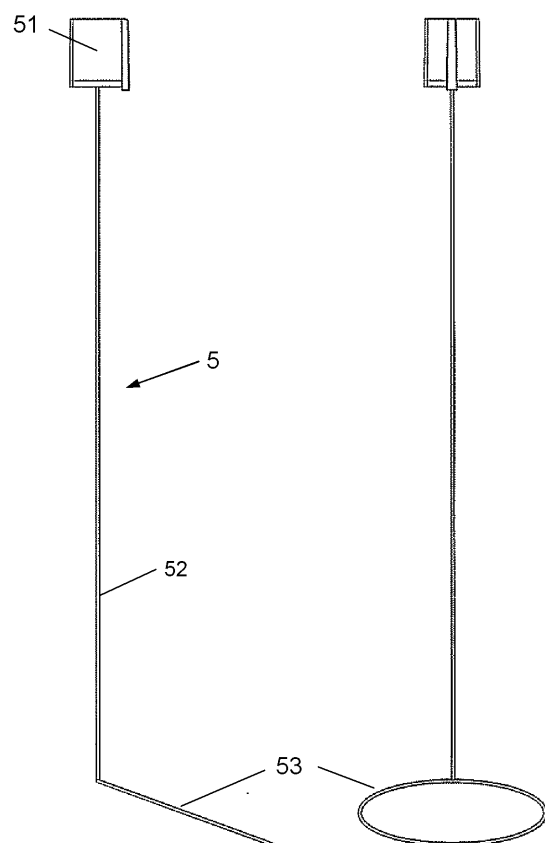
【図 5】



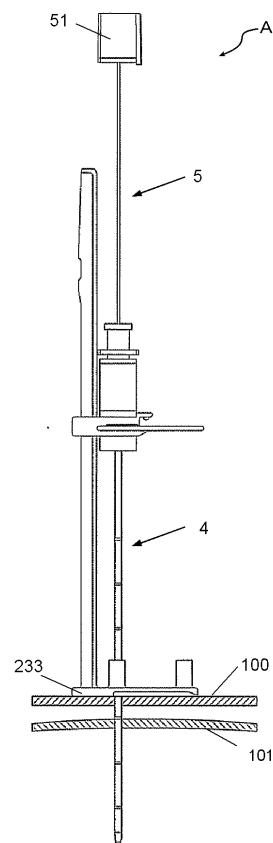
【図 6】



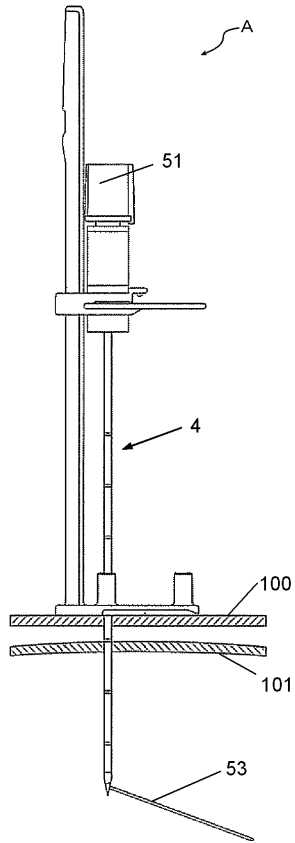
【図 7】



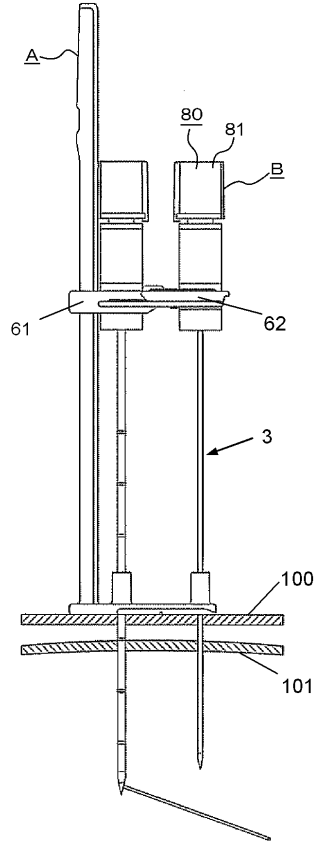
【図 8】



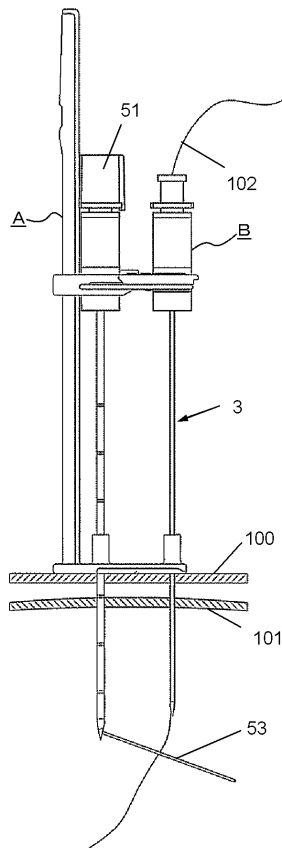
【図 9】



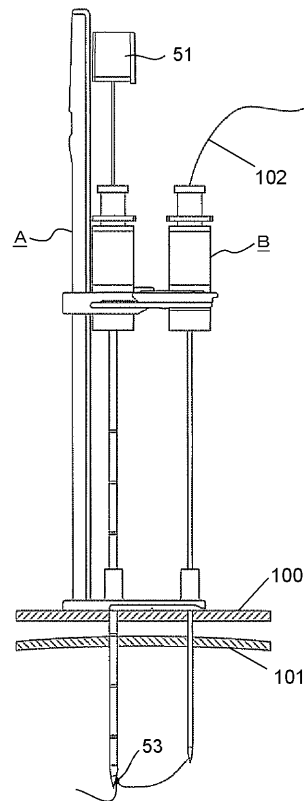
【図 10】



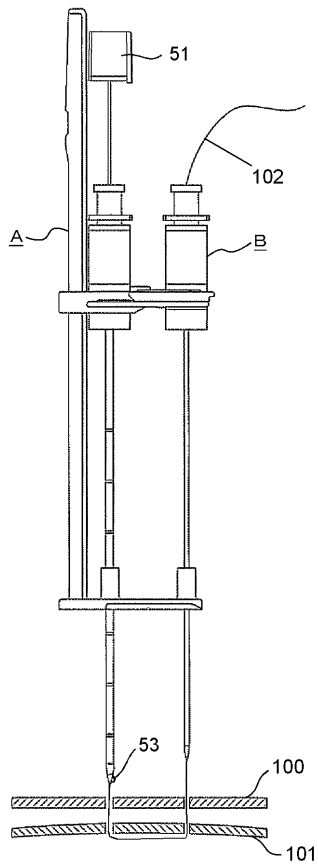
【図 11】



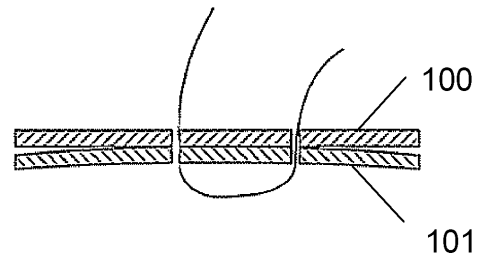
【図 12】



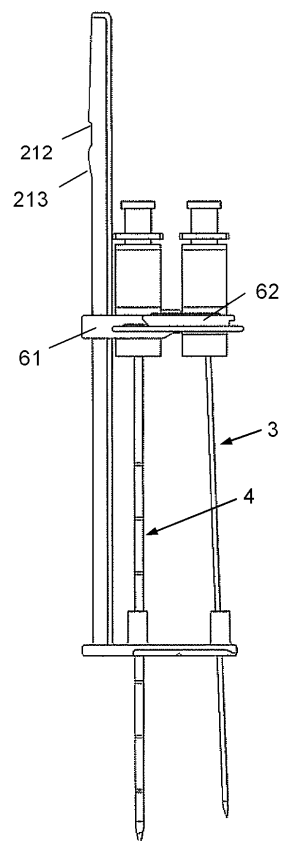
【図 13】



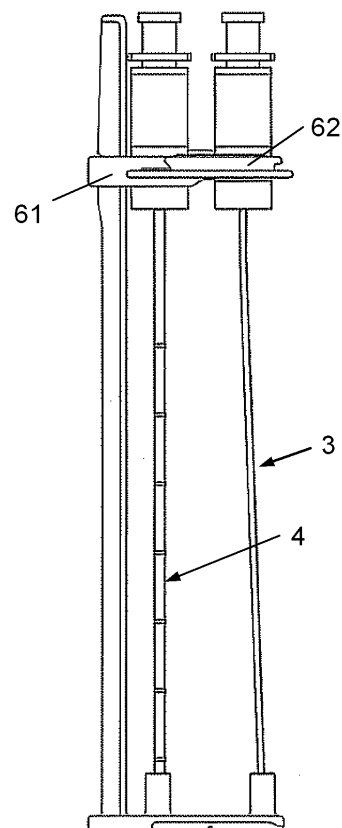
【図 14】



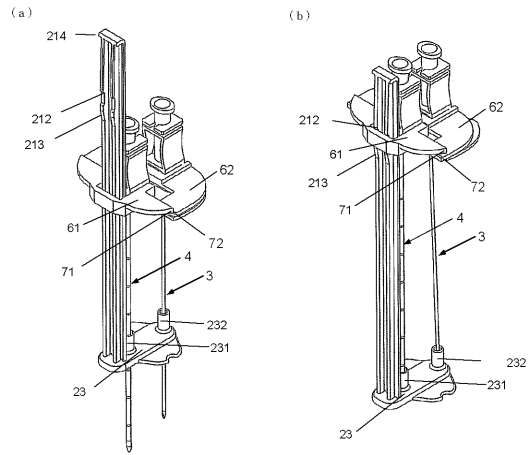
【図 15】



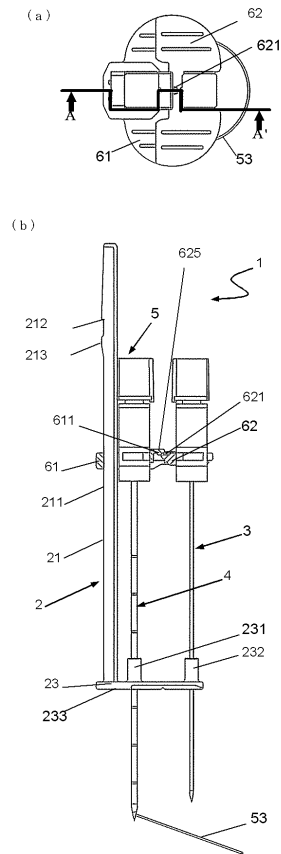
【図 16】



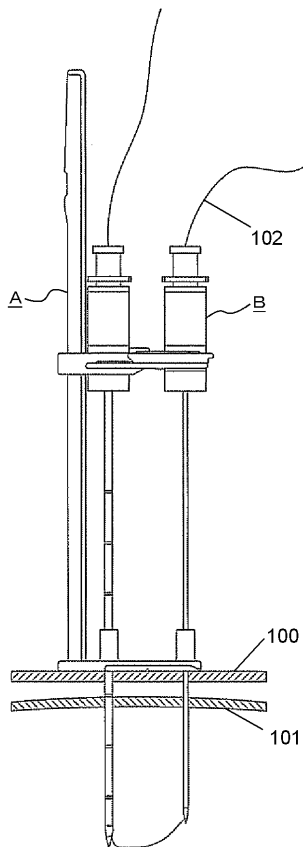
【図 17】



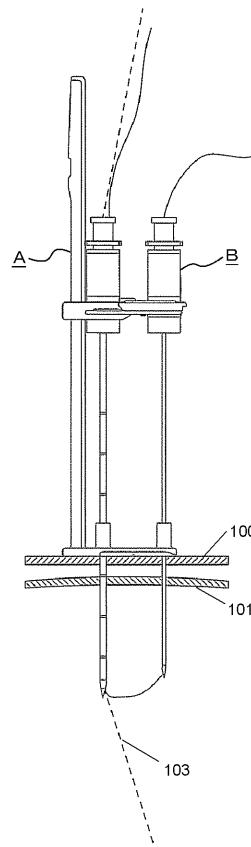
【図 18】



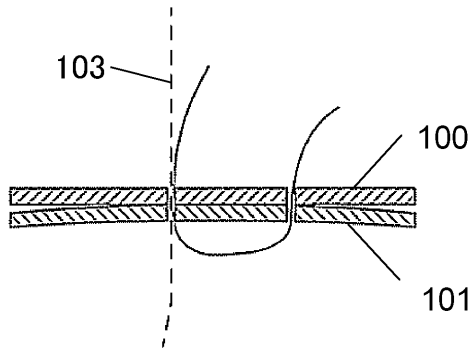
【図 19】



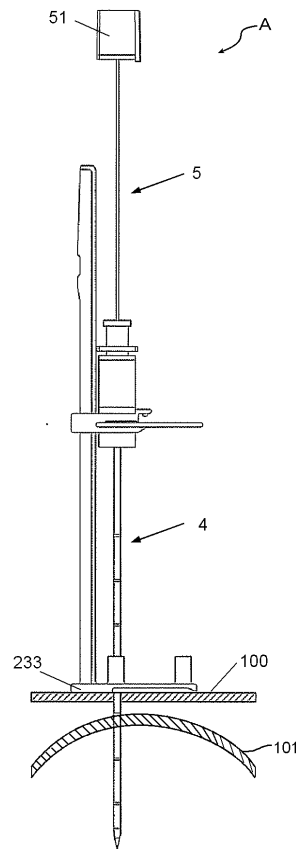
【図 20】



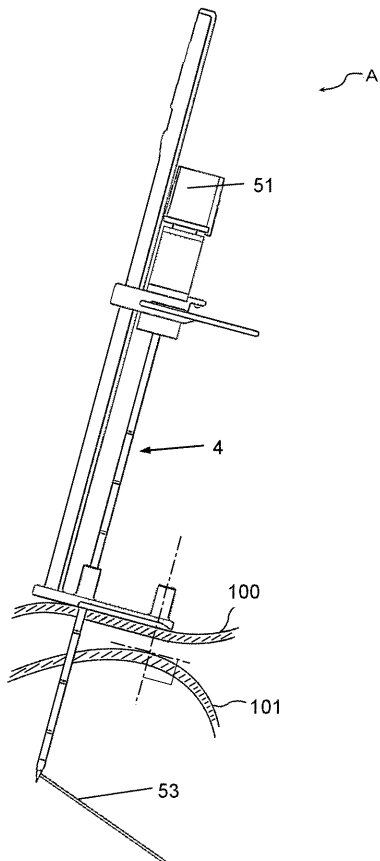
【図 2 1】



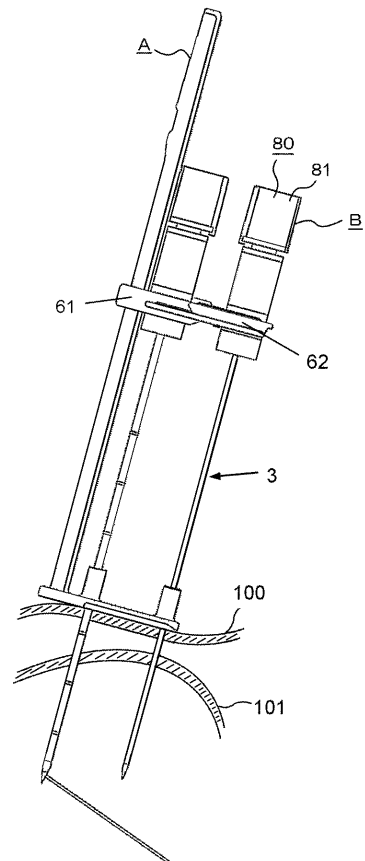
【図 2 2】



【図 2 3】



【図 2 4】



フロントページの続き

- (72)発明者 小城 康雅
秋田県秋田市土崎港相染町字中島下27-4 秋田住友ベーク株式会社内
- (72)発明者 坂口 幸彦
秋田県秋田市土崎港相染町字中島下27-4 秋田住友ベーク株式会社内
- (72)発明者 池田 昌夫
秋田県秋田市土崎港相染町字中島下27-4 秋田住友ベーク株式会社内

審査官 沖田 孝裕

- (56)参考文献 国際公開第2004/075761(WO, A1)
特開2006-025934(JP, A)
特開2005-245591(JP, A)
特開2003-225240(JP, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A61B 17/00 - 17/34

专利名称(译)	医疗器械和内脏器械固定方法		
公开(公告)号	JP4712765B2	公开(公告)日	2011-06-29
申请号	JP2007160516	申请日	2007-06-18
[标]申请(专利权)人(译)	铃木 裕 住友电木株式会社		
申请(专利权)人(译)	铃木 裕 住友ベークライト株式会社		
当前申请(专利权)人(译)	铃木 裕 住友ベークライト株式会社		
[标]发明人	鈴木裕 松波秀明 小城康雅 坂口幸彦 池田昌夫		
发明人	鈴木 裕 松波 秀明 小城 康雅 坂口 幸彦 池田 昌夫		
IPC分类号	A61B17/04		
CPC分类号	A61B17/3403 A61B17/0482 A61B17/0483 A61B2017/0472 A61B2017/3405 A61B2017/3407		
FI分类号	A61B17/04 A61B17/062 A61B17/34		
F-TERM分类号	4C060/BB15 4C060/BB18 4C060/FF27 4C160/FF45 4C160/FF48 4C160/MM43		
代理人(译)	速水SusumuOsamu		
优先权	2006106511 2006-04-07 JP		
其他公开文献	JP2007296373A		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种用于通过缝合线缝合体表部分和内部组织的医疗器械，并提供一种在穿刺操作中具有改善的可操作性的医疗器械。 解决方案：医疗器械1包括主体2，设置成可相对于主体2滑动的第一穿刺针4，以及保持第一穿刺针4并滑动的第二穿刺针4第二保持板62，其被放置成可相对于第一保持板61可拆卸地自由移动并保持第二穿刺针3并且，第二保持板62被放置为相对于第一保持板61面向预定方向。 点域1

